

食育支援について

1 概要

食育は、食育基本法の前文に「食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」との記載があり、第二十条には、「学校、保育所等における食育の推進」について記載されています。また、学校給食法においても、第一条に「学校における食育の推進」第十条に「学校給食を活用した食に関する実践的な指導」、「食に関する指導の全体計画の作成」についての記載があります。さらに、学習指導要領では、総則に「学校における食育の推進」の記載があり、各校が「食に関する指導の全体計画」を作成しています。

学校給食課では、共同調理場における「食に関する指導の全体計画」を小学校版・中学校版で作成して小・中学校に周知し、各校の「食に関する指導の全体計画」作成の参考にしてもらっています。

2 令和5年度の取り組み内容

- ①食育支援（小学校8テーマ、中学校2テーマ）
- ②家庭科コラボ給食（西調理場）
- ③給食訪問
- ④Instagramでの情報発信
- ⑤放送原稿
- ⑥食育ポスター・ベジパクポスター
- ⑦パクパクカレンダー（小学校）

3 令和6年度新たに取り組んでいる内容

- ①くるりん白衣・ウドラ白衣の作成
- ②英語で食育
- ③中学校職場体験の受け入れ
- ④立川産ブロッコリーを使用した学校給食の提供
- ⑤長期欠席児童・生徒への給食提供の試行実施
- ⑥学校給食課主催の試食会（年3回）
- ⑦食育月間の情報発信



〈Instagram: みんなのくるりんキッチン〉